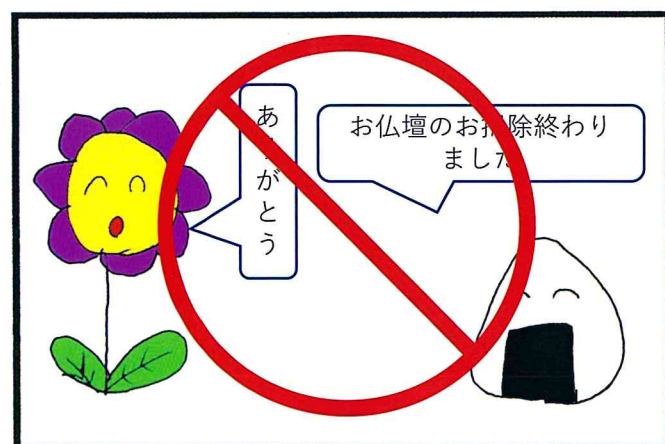


おにぎりさんの仏壇掃除



訪問介護計画書に記載されているケア以外のケアは出来ませんが例えば掃除と記載されていても、してはいけないケアもあります。

例えば生活援助は、「利用者**本人**が主に利用する居室の清掃・**本人**の衣類の洗濯・**本人**のための調理などの日常生活の援助」になります。

本人以外が使用のご家族の部屋の掃除とかは出来ません。

もし本人以外のケアを言われたら「介護保険で来ているため、ご本人様のことしか手伝えません」とお話しして下さい。

なお、どうしてもやってももらいたいとの話になりましたら事務所に連絡下さい。事務所で対応いたします。

生活援助でやっていいこと、いけないこと

やっていいこと	やってはいけないこと
<ul style="list-style-type: none"> ・ 掃除・洗濯・調理 ・ 食事の配膳、後片付け ・ ベッドメイク ・ 衣類の整理、被服の修繕 ・ 食料品の買い物 ・ 生活必需品の買い物 	<p>【本人を直接援助するとはいけない行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご家族が使用する場所の清掃 ・ ご家族の洗濯、調理 ・ 生活日用品以外の買い物 ・ 車の清掃 ・ 来客の対応 ・ ペットの世話
	<p>【日常的な家事とはいけない行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大掃除、家具の移動 ・ 正月や誕生日などの特別料理の調理、餅つき ・ 庭そうじ、草むしり ・ 年賀状の作成
	<p>【ヘルパーが行うことが適切とはいけない行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タバコ、お酒の購入 ・ 金銭、財産管理 ・ 役所、銀行、病院での代理行為

生活援助で出来ないことを分類すると

- ・ 利用者様を直接援助するとはいけない行為
- ・ 日常的な家事とはいけない行為
- ・ 日常生活に支障がでないとされる行為になります。

すみれでの事例では、家族の料理、庭の草むしり、仏壇の掃除、お節作りの依頼がありました。これらは出来ませんのでお断りの対応をお願いします。

わからない場合は対応する前に事務所に連絡お願いいたします。